

## 人事行政の運営などの状況について

大阪狭山市職員の給与や職員数、勤務条件などの人事行政の運営状況について、次のとおり公表します。

この公表は、「地方公務員法」および「大阪狭山市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、大阪狭山市における人事行政の運営などの状況を公表することにより、その公正性と透明性を一層高めることを目的としています。

〈問い合わせ〉 人事グループ

### I. 職員の任免や職員数などの状況

#### 1. 職員の採用・退職の状況

区 分		合計	一般行政職	福祉職	技能労務職	教育職	消防職	企業職
採用者数	平成22年4月1日 ～ 平成23年3月31日	12人	10人	—	—	—	2人	—
	平成23年4月1日	23人	15人	1人	—	2人	4人	1人
退職者数	平成22年4月1日 ～ 平成23年3月31日	23人	12人	1人	1人	2人	4人	3人

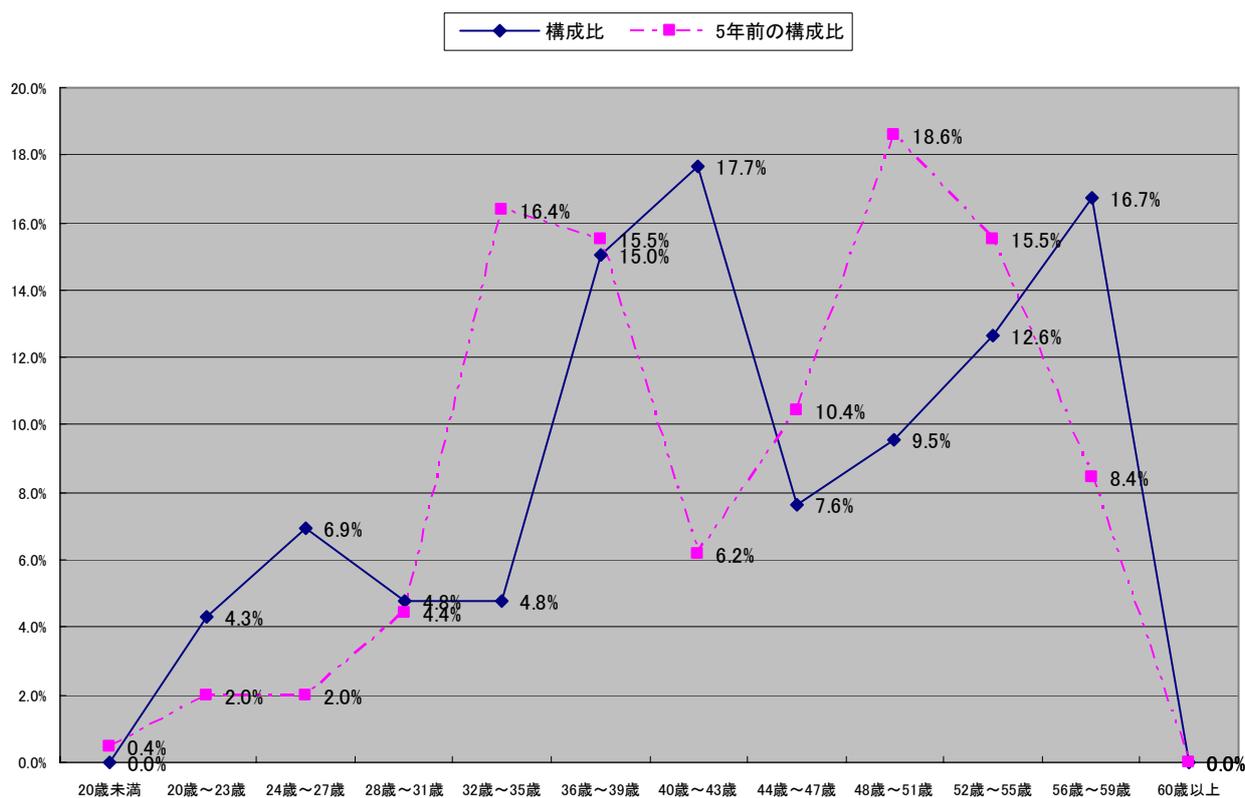
#### 2. 部門別職員数の状況と主な増減理由（各年4月1日現在）

区 分		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		H22年	H23年		
一 般 行 政	議 会	4	4	0	業務増による(1)  業務増による(2)
	総 務	76	76	0	
	税 務	21	22	1	
	労 働	1	1	0	
	民 生	65	67	2	
	衛 生	31	31	0	
	農林水産	3	3	0	
	商 工 土 木	3 29	3 29	0 0	
小 計		233	236	3	
特 別 行 政	教 育	69	68	△1	欠員不補充(△1)
	消 防	71	71	0	
小 計		140	139	△1	
普通会計計		373	375	2	
公 営 企 業 等 会 計	水 道	18	17	△1	欠員不補充(△1)
	下 水 道	8	8	0	
	そ の 他	19	19	0	
	小 計	45	44	△1	
合 計		418	419	1	1

(注) 職員数は、一般職に属する職員数であり、教育長は含みません。

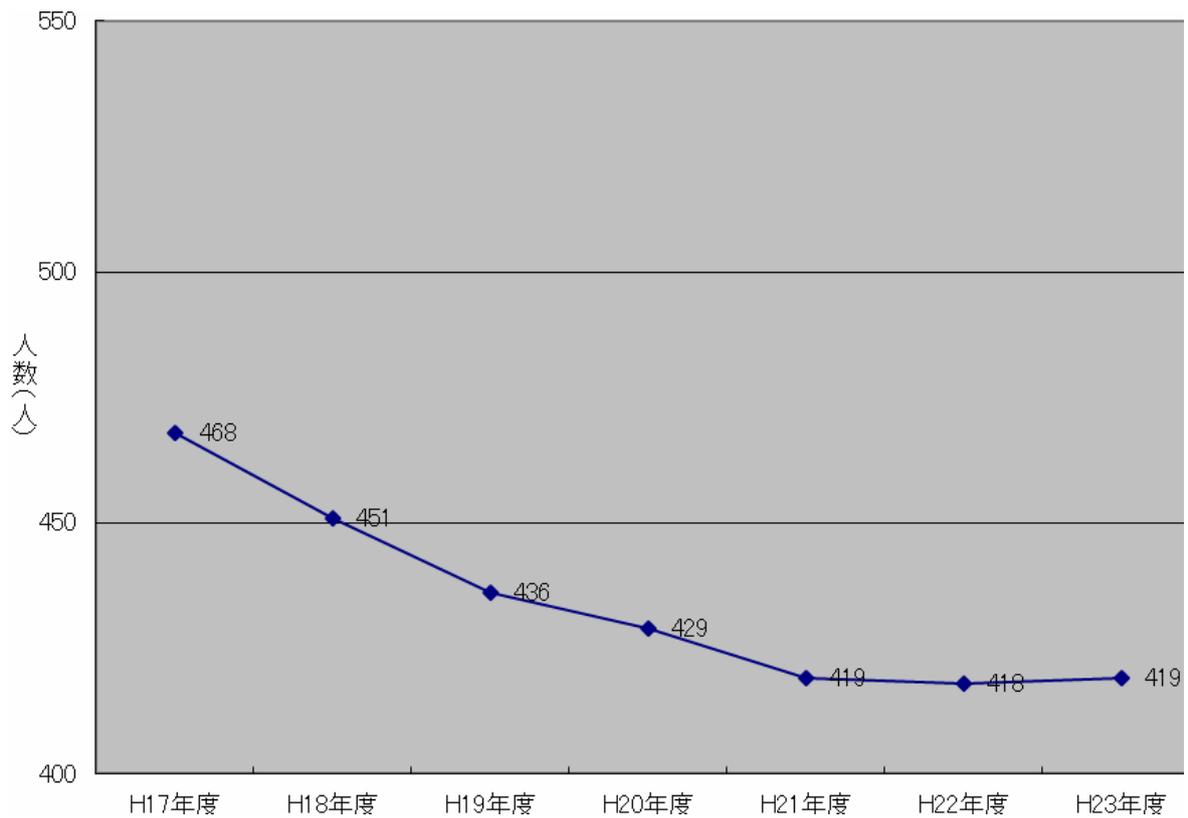
3. 年齢別職員構成の状況（平成23年4月1日現在）

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計	
職員数	0人	18人	29人	20人	20人	63人	74人	32人	40人	53人	70人	0人	419人	
男女別内訳	男	0人	13人	23人	12人	11人	48人	59人	23人	23人	41人	58人	0人	311人
	女	0人	5人	6人	8人	9人	15人	15人	9人	17人	12人	12人	0人	108人



4. 職員数の推移（各年度4月1日現在）

年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
職員数	468人	451人	436人	429人	419人	418人	419人



## 5. 定員適正化計画の状況

### ① 定員適正化目標 (数・率)

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成22年4月1日	平成27年3月31日	平成27年4月1日時点の職員数において、平成17年度から21年度までの目標値である421人を上回らない数値目標とします。

### ② 平成23年4月1日現在における定員の数値目標

各年度の定年退職者の動向を考慮し、可能な限り採用者数の平準化に努めることで計画的な定員の見直しを図り、平成27年4月1日時点の職員数で421人を上回らない数値目標とします。
--

## II. 職員の給与の状況

大阪狭山市職員の給与は、地方公務員法の給与決定原則に基づき、生計費、国およびほかの地方公共団体の職員の給与、民間事業の従業者の給与などを考慮して定めています。給与の種類や支給額などは、具体的には、「一般職の職員の給与に関する条例」などで定めており、条例などに基づいて支給された給与の状況は次のとおりです。(ここに記載する給与などは、すべて税や各種保険料を引く前の額で、いわゆる手取額ではありません。)

### 1. 人件費の状況 (普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (H22年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) H21年度の 人件費率
H22年度	57,479人	17,178,800千円	750,316千円	3,592,108千円	20.9%	21.8%

(注) 人件費には、退職手当、特別職に支給される給料・報酬などを含んでいます。

2. 職員給与費の状況 (普通会計決算)

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給 与 費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
H22年度	373人	1,520,790千円	437,146千円	619,756千円	2,577,692千円	6,911千円

(注) 1 職員手当には退職手当を含んでいません。

2 職員数は、平成22年4月1日現在の普通会計に属する人数です。

3. 特記事項 (給与削減措置の状況)

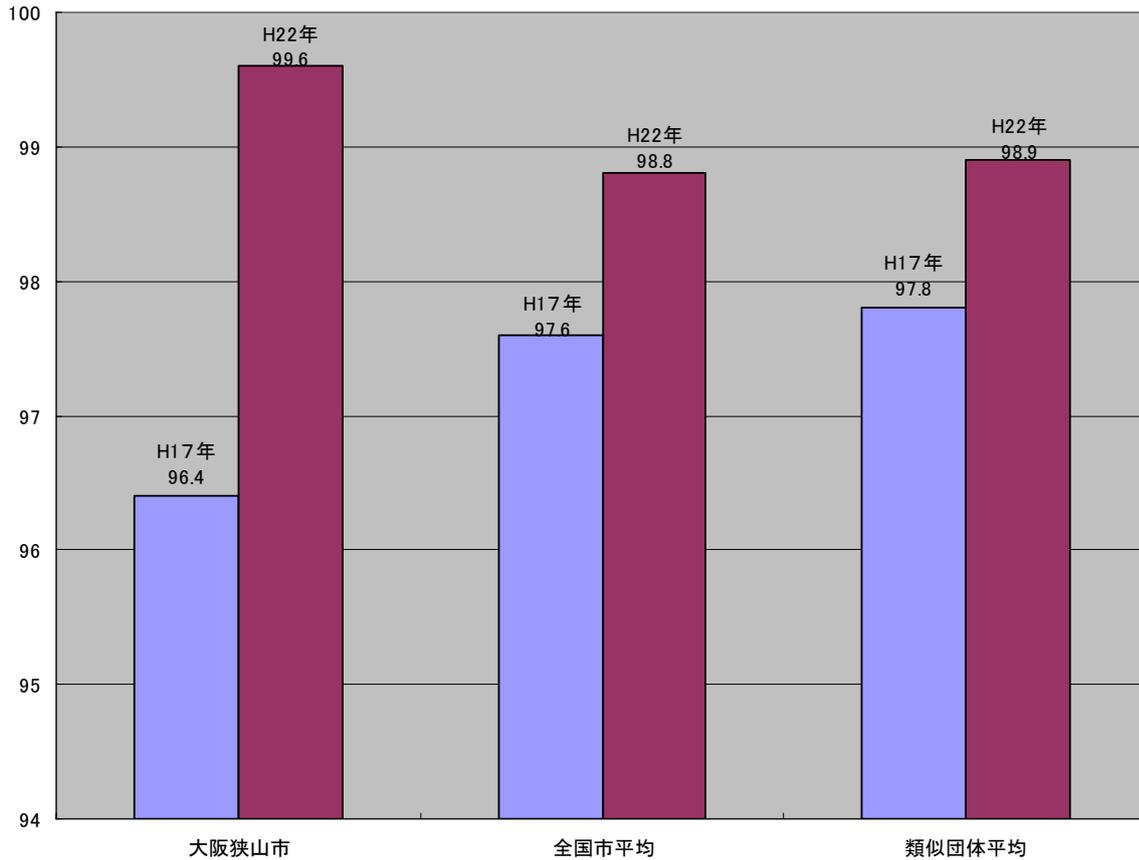
- ① 特別職の給与削減措置の実施 (平成15年7月～平成19年3月・平成19年7月～平成23年3月)  
市長、副市長及び教育長の給料の10% (平成20年4月～平成22年3月の間は15%) を削減しています。

4. ラスパイレス指数の状況 (各年4月1日現在)

区 分	平成17年 (A)	平成22年 (B)	比較 (B-A)
大阪狭山市	96.4	99.6	3.2
全国市平均	97.6	98.8	1.2
類似団体平均	97.8	98.9	1.1

(注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数として用いられるものです。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。



5. 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（平成23年4月1日現在）

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	44.8歳	346,590円	442,012円
技能労務職	41.7歳	327,233円	409,418円

（注） 平均給与月額とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものです。

6. 職員の初任給の状況（平成23年4月1日現在）

区分		大阪狭山市	国
一般行政職	大学卒	185,800円	181,200円
	高校卒	155,700円	142,700円

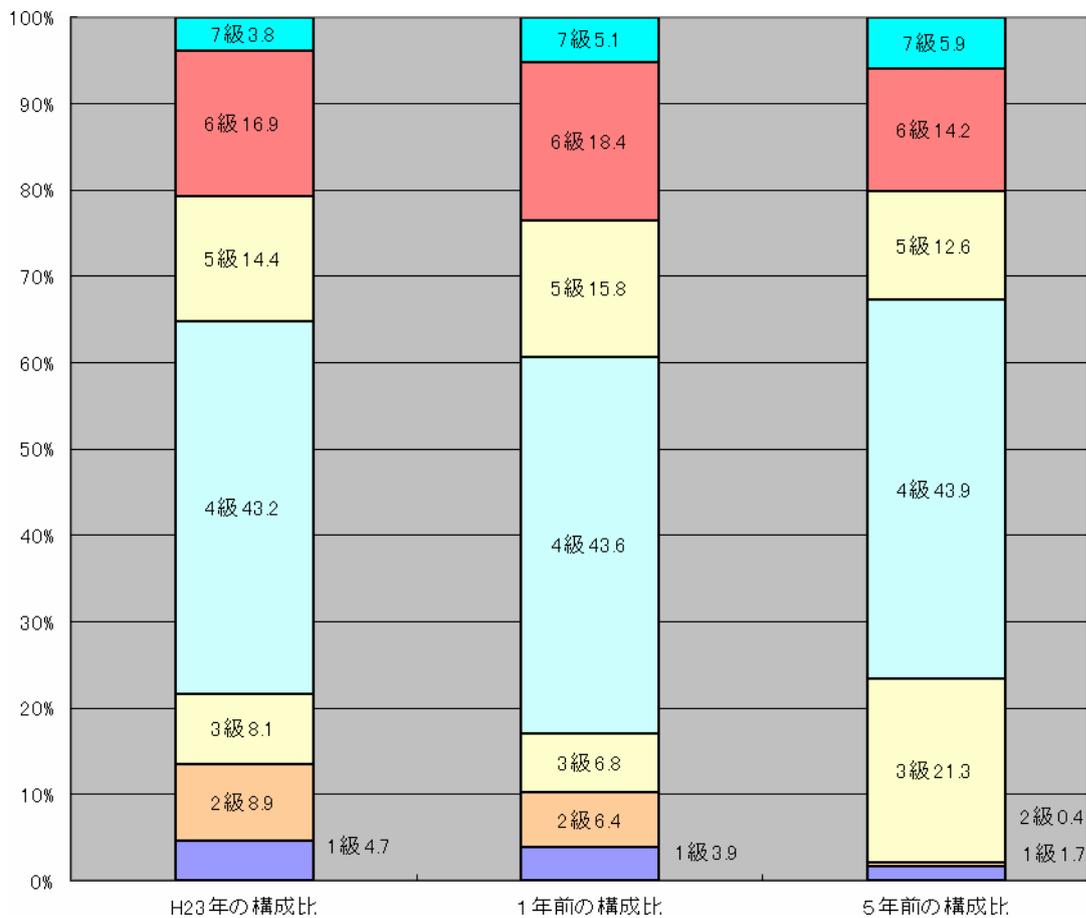
7. 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成22年4月1日現在）

区分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	265,700円	—	353,060円
	高校卒	—	—	325,422円

（注） 経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は、採用後の年数をいい、それ以外の場合は、就職前の職務経験年数を換算し、在職年数に加算した年数をいいます。

8. 一般行政職の級別職員数の状況（平成23年4月1日現在）

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	計	
標準的な職務内容	主事補	主事	主任	主査	主幹	課長	部長		
職員数	11人	21人	19人	102人	34人	40人	9人	236人	
構成比	4.7%	8.9%	8.1%	43.2%	14.4%	16.9%	3.8%	100.0%	
参考	1年前の構成比	3.9%	6.4%	6.8%	43.6%	15.8%	18.4%	5.1%	100.0%
	5年前の構成比	1.7%	0.4%	21.3%	43.9%	12.6%	14.2%	5.9%	100.0%



(上記以外の職種)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	計
教育職	2人			16人	9人	3人	2人	32人
保健師			2人	6人	1人			9人
企業職	1人			10人	3人	2人	1人	17人
技能労務職			5人	10人				15人
消防職	9人	7人	12人	30人	5人	5人	2人	70人
税務職		2人	2人	13人	3人	2人		22人
福祉職	1人		5人	10人	1人	1人		18人

9. 職員手当の状況

- ① 期末手当・勤勉手当

大阪狭山市	国
1人当たり平均支給額（平成22年度） 1,587千円	—
(平成22年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(平成22年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合です。

② 退職手当（平成23年4月1日現在）

大阪狭山市	国
(支給率) 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 23.5月分 30.55月分 勤続25年 33.5月分 41.34月分 勤続35年 47.5月分 59.28月分 最高限度額 59.28月分 59.28月分	(支給率) 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 23.5月分 30.55月分 勤続25年 33.5月分 41.34月分 勤続35年 47.5月分 59.28月分 最高限度額 59.28月分 59.28月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2%～20%加算） 退職前5年間の役職に応じた調整額	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2%～20%加算） 退職前5年間の役職に応じた調整額
1人当たり 平均支給額 15,401千円 26,178千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成21年度に退職した職員に支給された平均額です。

③ 地域手当（平成23年4月1日現在）

支給実績（平成22年度決算）	178,362千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（平成20年度決算）	445,905円		
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
全地域	10%	402人	10%

④ 扶養手当、住居手当及び通勤手当（平成23年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（H22年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（H22年度決算）
扶養手当	配偶者 13,000円 配偶者以外の扶養親族1人につき 6,500円 (ただし、配偶者のない職員の場合には、扶養親族のうち1人は11,000円) 16歳から22歳の子がある場合の加算額 1人につき 5,000円	同じ		65,535千円	253,031円
住居手当	借家・借間居住者 家賃が12,000円を超え23,000円まで 家賃額に応じて最高11,000円 家賃が23,000円を超える場合 家賃額に応じて最高27,000円 持家居住者 自ら所有する場合 4,000円	同じ  異なる	  —	22,613千円	93,442円

通勤手当	交通機関等利用者 運賃が55,000円以下については運賃相当額（6箇月定期券相当分支給） 自動車等交通用具使用者 距離に応じて2,000円～24,500円	同じ	24,598千円	69,881円
------	--	----	----------	---------

⑤ 特殊勤務手当（平成23年4月1日現在）

支給実績（平成22年度決算）	3,474千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（平成22年度決算）	78,952円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成22年度）	11.0%		
支給職員数（平成23年4月1日現在）	44人		
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成23年4月1日現在）	10.5%		
支給職員1人当たり平均支給月額（平成22年4月1日現在）	6,507円		
手当の種類（手当数）	8種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
市税等徴収手当	徴収業務に従事した職員	市税、国民健康保険料又は介護保険料を徴収するために実地に訪問し納入の督促及び徴収事務	日額 200円
社会福祉事務手当	実地調査又は指導等に従事した職員	(1)生活保護法の規定に基づきその被保護者又は要保護者の住居等を訪問して実地調査又は指導の業務	日額 300円
		(2)上記以外で、援護、育成又は更生の措置を要する者等の家庭を訪問し、これらの者に面接し本人の環境等を調査し、保護その他の措置の必要の有無及びその種類を判断し本人に対し生活指導を行う等の業務	日額 200円
下水処理作業手当	処理作業に従事した職員	管渠等での汚水、汚泥等のしゅんせつ搬出作業	日額 500円
行旅病人等収容護送手当	収容又は護送に従事した職員	(1)行旅病人の収容又は護送 (2)行旅死亡人の収容又は護送	1件 500円 1件3,000円
死獣処理手当	処理作業に従事した職員	犬、猫その他これらに類するものの死体の処理作業	1回 500円
感染症防疫作業手当	消毒作業に従事した職員	感染症の予防消毒作業	1回 500円
危険手当	危険業務に従事した職員	(1)交通を遮断することなく道路上で行う作業 (2)毒物及び劇物取締法規程する薬品等を使用して行う作業 (3)地上5メートル以上の足場の	日額 500円

		不安定な箇所で行う作業	
救急出動手当	救急救命士の資格を有する 消防職員	救急救命業務	1回 500円

⑥ 時間外勤務手当

支給実績（平成22年度決算）	61,713千円
職員1人当たり平均支給年額（平成22年度決算）	357千円
支給実績（平成21年度決算）	68,499千円
職員1人当たり平均支給年額（平成21年度決算）	253千円

10. 特別職の報酬などの状況（平成23年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等
給 料	市 長	900,000円（810,000円）
	副 市 長	760,000円（684,000円）
報 酬	議 長	551,000円
	副 議 長	494,000円
	議 員	475,000円
期 末 手 当	市 長	(平成22年度支給割合) 3.95月分
	副 市 長	(平成22年度支給割合) 3.95月分
退 職 手 当	市 長	(算定方式) (支給時期) 給料月額×45/100×在職月数 任期ごと
	副 市 長	給料月額×30/100×在職月数 任期ごと

※1 ( ) 内は給料削減措置後の額。

※2 退職手当は、平成23年4月1日～6月30日に退職した場合、10%削減しています。

11. 公営企業職員（水道事業）の状況

職員給与費の状況（決算）

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考)H21年度の 総費用に占める職 員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
H22年度	1,103,790	171,032	116,027	10.5	10.5

(注) 職員給与費には資本的支出支弁職員を含んでいません。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
H22年度	17人	79,711千円	20,799千円	33,192千円	133,702千円	7,865千円

(注) 1 職員手当には退職給与金は含んでいません。

2 職員数は、平成23年3月31日現在の人数です。

(2) 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（平成23年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
水道局	51.8歳	427,251円	652,596円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含んでいます。

(3) 職員の手当の状況

①期末手当・勤勉手当

水道局	一般行政職
1人当たり平均支給額 (H22年度) 1,952千円	1人当たり平均支給額 (平成22年度) 1,587千円
(平成22年度支給割合) 期末手当 2.60月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.35月分 (0.65)月分	(平成22年度支給割合) 期末手当 2.60月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.35月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合です。

②退職手当（平成23年4月1日現在）

水道局			一般行政職		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.5月分	30.55月分	勤続20年	23.5月分	30.55月分
勤続25年	33.5月分	41.34月分	勤続25年	33.5月分	41.34月分
勤続35年	47.5月分	59.28月分	勤続35年	47.5月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%~20%加算) 退職前5年間の役職に応じた調整額			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%~20%加算) 退職前5年間の役職に応じた調整額		
1人当たり 平均支給額 0千円 27,038千円			1人当たり 平均支給額 15,401千円 26,178千円		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成22年度に退職した職員に支給された平均額です。

③地域手当（平成23年4月1日現在）

支 給 実 績（H22年度決算）			8,703千円
支給職員1人当たりの平均支給年額（H22年度決算）			512千円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
全地域	10%	17人	10%

④特殊勤務手当（平成23年4月1日現在）

支給実績（H22年度決算）		0千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（H22年度決算）		0円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（H22年度）		0.0%	
支給職員数（H23年4月1日現在）		3人	
職員全体に占める手当支給職員の割合（H23年4月1日現在）		17.6%	
支給職員1人当たり平均支給月額（H23年4月1日現在）		0円	
手当の種類（手当数）		2種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
徴収手当	徴収業務に従事した職員	徴収業務	日額 200円
危険手当	危険業務に従事した職員	毒物及び劇物取締法に規定する薬品等を使用して行う作業	日額 500円

⑤時間外勤務手当

支 給 実 績（H22年度決算）	1,870千円
職員1人当たり平均支給年額（H22年度決算）	110千円
支 給 実 績（H21年度決算）	2,175千円
職員1人当たり平均支給年額（H21年度決算）	120千円

⑥その他の手当（平成23年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（H22年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（H22年度決算）
扶養手当	配偶者 13,000円 配偶者以外の扶養親族1人につき 6,500円 （ただし、配偶者のない職員の場合には、扶養親族のうち1人は11,000円） 16歳から22歳の子がある場合の加算額 1人につき 5,000円	同じ		2,418千円	219,851円

住居手当	借家・借間居住者 家賃が 12,000 円を超え 23,000 円まで 家賃額に応じて最高 11,000 円 家賃が 23,000 円を超える場合 家賃額に応じて最高 27,000 円 持家居住者 自ら所有する場合 4,000 円	同じ  異なる	—	536千円	48,760円
通勤手当	交通機関等利用者 運賃が 55,000 円以下については運賃相当額（6 箇月定期券相当分支給） 自動車等交通用具使用者 距離に応じて 2,000 円～24,500 円	同じ		1,713千円	107,060円
手管理職当	管理・監督の職にある職員の役職に応じて、40,000 円～80,000 円	同じ		4,900千円	700,000円
手休日勤務当	休日勤務 1 時間につき勤務 1 時間当たりの給与額に 100 分の 135 を乗じて得た額	同じ		— 千円	— 円

### Ⅲ. 職員の勤務条件やサービスの状況

#### 1. 勤務時間などの状況

部門	開庁日や勤務時間など	備考
本庁など	毎週月曜日～金曜日（休日を除く） 午前 9 時～午後 5 時 30 分 うち休憩時間 45 分 （窓口業務の一部）第 1・第 3 土曜日 午前 9 時～正午	土曜日及び日曜日を週休日とする
保育所	毎週月曜日～土曜日（休日を除く） 午前 7 時 15 分～午後 7 時 15 分 うち休憩時間 45 分	日曜日及び月曜日から土曜日の間で指定する 1 日を週休日とする 時差勤務により対応 （早出）午前 7 時 15 分～午後 3 時 45 分 （遅出）午前 10 時 45 分～午後 7 時 15 分 など
幼稚園	毎週月曜日～金曜日（休日を除く） 午前 8 時 30 分～午後 5 時 うち休憩時間 45 分	保育終了後、預かり保育を実施している
郷土資料館	毎週火曜日～日曜日（休日の月曜日は開館） 午前 9 時～午後 5 時 30 分 うち休憩時間 45 分	土曜日又は日曜日のいずれかで指定する 1 日を週休日とする
消防本部（隔日勤務）	隔日（2 交替制）勤務 1 当務午前 9 時～翌日の午前 9 時 うち休憩時間（仮眠時間を含む） 8 時間 30 分	週休 3 当務 1 休 2 当務 1 休（併用） 夜間勤務は、通信、受付業務等に従事

2. 年次有給休暇や特別休暇の状況

休暇の種類	内 容	付与日数	
年次有給休暇	年次有給休暇の日数は1年につき20日とし、その残日数を限度として翌年に繰り越し可能	20日	
特別休暇の主な内容	骨髄提供のための休暇	職員が骨髄移植のため骨髄液を提供する場合で、検査、入院等が必要な場合	必要な日又は時間
	ボランティア休暇	職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで社会貢献活動を行う場合	5日以内
	結婚休暇	職員が結婚する場合	7日以内
	育児時間休暇	生後1年に達しない子を育てる場合	1日2回、各45分以内
	妻の出産休暇	妻が出産する場合	5日以内
	子の看護のための休暇	中学校就学前の子の看護が必要な場合	1年につき5日以内 (2人以上は10日以内)
	介護のための休暇	配偶者、父母、子、配偶者の父母等の介護が必要な場合	1年につき5日以内 (2人以上は10日以内)
	妊娠障害(つわり)休暇	妊娠障害のため勤務が著しく困難な場合	2週間以内
	産前休暇	職員が出産する場合	産前8週間
	産後休暇	職員が出産した場合	産後8週間
	流産休暇	妊娠4月未満で流産した場合	2週間以内
	忌引休暇	親族の喪に服する場合	続柄に応じて 父母 10日 祖父母 5日 など

IV. 分限処分・懲戒処分の状況(平成22年4月1日～平成23年3月31日)

処分の種類		処分者数
分限処分	免職	0人
	降任	1人
	休職	8人
懲戒処分	免職	0人
	停職	1人
	減給	0人
	戒告	0人

地方公務員法第28条に基づく分限処分及び同法第29条に基づく懲戒処分の状況は、左の表のとおりです。

V. 職員研修の状況（平成22年4月1日～平成23年3月31日）

大阪狭山市では、職員の能力開発や資質の向上のため職員研修を実施しています。昨年度実施した職員研修の状況は、次のとおりです。

研修区分	主な研修	受講者数 (延人数)
人事グループ研修	職員倫理研修・労務管理研修・メンタルヘルス研修・管理職研修・新規採用職員研修など	678人
人権研修	部落解放・人権関係研修・日本女性会議 など	8人
派遣研修	中部都市職員研修協議会研修・おおさか市町村職員研修研究センター（マッセ大阪）研修・その他派遣研修 など	144人

VI. 職員の福利厚生などの状況

地方公務員法第42条に基づく職員の福祉及び利益の保護に関する事業は、次のとおりです。

1. 健康管理事業の実施状況（平成22年4月1日～平成23年3月31日）

区分	内容	
職員健康診断	定期健康診断	身長・体重・視力・聴力・胸部レントゲン・血圧測定・血液検査 など
	深夜業務を含む検診	深夜業に常時従事する職員に対し、上記検査項目を実施
	VDT検診	VDT作業に従事する職員の希望者対象
	頸肩腕腰痛検診	腰部に過度の負担がかかる立ち作業、重量物取扱い作業、長時間の運転作業に常時従事する職員対象

2. 職員互助会などの状況（平成23年4月1日現在）

区分	内容	
大阪狭山市職員厚生会	補助金率（掛金：補助金）	1：1
	主な実施事業	福利厚生事業・給付事業・社会福祉事業

VII. 公平委員会の状況

1. 公平委員会は、地方公務員法第7条第2項の規定により設置されており、その権限は同法第8条第2項において定められており、その主な内容は次のとおりです。

- ①職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査し、判定し、および必要な措置を執ること
- ②職員に対する不利益な処分についての不服申立てに対する裁決又は決定をすること

2. 公平委員会の業務の状況（平成22年4月1日～平成23年3月31日）

公平委員会の業務	件数
勤務条件に関する措置の要求の状況	0件
不利益処分に関する不服申立ての状況	0件